○外務省告示第百四十三号

令和七年七月二十五日にカンパラで、円借款の供与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の平成二十二年十一月一日付けの交換公文に従ってウガンダ共和国政府に供与されることになったナイル架橋建設計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和四年七月二十五日付けの口上書により令和七年七月二十五日まで延長された。）がウガンダ共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十年七月二十五日まで延長される旨の口上書の交換が、ウガンダ共和国政府との間に行われた。

令和八年四月十六日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百四十四号

令和八年三月二十四日にニューデリーで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

令和八年四月十六日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済成長及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二千七百五十八億五千八百万円（二七五、八五八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）の1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各計画につき付表の2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インド政府に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、インド政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に付表の3欄から5欄までにそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する各借款契約は、それぞれ、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　付表の5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、インドの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で決定される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　インド政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

5　インド政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してインドにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためインドへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が生産物若しくは役務又はそれらの輸入、製造、調達若しくは供給に関してインドにおいて課されるいかなる租税の支払にも使用されないこと。

(b)　実際の調達手続において容易に判別することができる税（主要な請負業者又はコンサルタントとインドの実施機関との間の直接の取引において計画に供給される最終の生産物又は役務に関して課される税を含む。）については、インドの実施機関によって支払われること。ただし、請負業者又はコンサルタントが支払う個人所得税及び法人税を除く。

8　インド政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

9　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及びインド政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十四日にニューデリーで

インド駐在
日本国特命全権大使　小野啓一

インド財務省
経済局局長　アロック・ティワリ閣下

付表

1	2	3	4	5
事業計画名	供与限度額	利子率（年間の利子率）	償還期間	支出期間（借款契約の効力発生の日の後）
1　ベンガルール・メトロ建設計画（フェーズ3）（第一期）	千二十四億八千万円（一〇二、四八〇、〇〇〇、〇〇〇円）	六箇月の貸出しに適用される適用可能な東京ターム物リスク・フリー・レートに〇・八パーセントを加えたもの（注）	十年の据置期間の後二十年	六年
2　マハラシュトラ州における三次医療・医科及び看護教育に係る体制強化計画（第一期）	六百二十二億九千四百万円（六二、二九四、〇〇〇、〇〇〇円）	二・七パーセント	十年の据置期間の後二十年	九年

3		4	5
利子率（年間の利子率）		償還期間	支出期間（借款契約の効力発生の日の後）
コンサルタントに対する支払部分	〇・八パーセント	十年の据置期間の後二十年	六年
コンサルタントに対する支払部分	〇・八パーセント	十年の据置期間の後二十年	九年